

野田市土砂等の埋立て等による土壌
の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第18号

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成30年野田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、第20条第1項第4号」を「及び第20条第1項第4号」に改め、同表溶出量基準の表カドミウムの項中「日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4」を「日本産業規格（以下「規格」という。）K0102—3 14.3、14.4又は14.5」に改め、同表全シアンの項中「規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年環境庁告示第59号」を「規格K0102—2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号」に改め、「付表1」の次に「（蒸留操作は装置にて行う。）」を加え、同表有機りんの項中

「

昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）

「

規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）

を

」

」

に改め、同表鉛の項中「規格54」を「規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5」に改め、同表六価クロムの項中「規格65.2（規格65.2.7に定める方法）」を「規格K0102-3 24.3（24.3.7）」に改め、同表ひ素の項中「規格61」を「規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5」に改め、同表総水銀の項中「昭和46年環境庁告示第59号」を「昭和46年12月環境庁告示第59号」に改め、同表アルキル水銀の項中「昭和46年環境庁告示第59号」を「昭和46年12月環境庁告示第59号」に、「昭和49年環境庁告示第64号付表3」を「昭和49年9月環境庁告示第64号付表1」に改め、同表PCBの項中「昭和46年環境庁告示第59号」を「昭和46年12月環境庁告示第59号」に改め、同表ジクロロメタンの項及び四塩化炭素の項中「日本産業規格K0125の」を「規格K0125」に改め、同表1.2-ジクロロエタンの項中

「
1. 2-ジク
ロロエタン
」を「
1, 2-ジク
ロロエタン
」に、「日本産業規格K 0 1 2 5

の」を「規格K 0 1 2 5 」に改め、同表1. 1-ジクロロエチレンの項中

「
1. 1-ジク
ロロエチレン
」を「
1, 1-ジク
ロロエチレン
」に、「日本産業規格K 0 1 2 5

の」を「規格K 0 1 2 5 」に改め、同表1. 2-ジクロロエチレンの項中

「
1. 2-ジク
ロロエチレン
」を「
1, 2-ジク
ロロエチレン
」に、「日本産業規格K 0 1 2 5

の」を「規格K 0 1 2 5 」に改め、同表1. 1. 1-トリクロロエタンの項

中「
1. 1. 1-
トリクロロエ
タン
」を「
1, 1, 1-
トリクロロエ
タン
」に、「日本産業規格K 0 1 2

5の」を「規格K 0 1 2 5 」に改め、同表1. 1. 2-トリクロロエタンの

項中「
1. 1. 2-
トリクロロエ
タン
」を「
1, 1, 2-
トリクロロエ
タン
」に、「日本産業規格K 0 1

2 5の」を「規格K 0 1 2 5 」に改め、同表トリクロロエチレンの項及びテ

トラクロロエチレンの項中「日本産業規格K 0 1 2 5の」を「規格K 0 1 2 5

」に改め、同表1. 3-ジクロロプロペンの項中

「
1. 3-ジク
ロロプロペン
」を「
1, 3-ジク
ロロプロペン
」に、「日本産業規格K 0 1 2 5

の」を「規格K 0 1 2 5 」に改め、同表チウラムの項からチオベンカルブまでの項中「昭和46年環境庁告示第59号」を「昭和46年12月環境庁告示第59号」に改め、同表ベンゼンの項中「日本産業規格K 0 1 2 5の」を「規格K 0 1 2 5 」に改め、同表セレンの項中「規格67. 2又は67. 3又は67. 4」を「規格K 0 1 0 2-3 26. 2、26. 3又は26. 4」に改め、同表ふっ素の項中

規格 3 4. 1 (規格 3 4 の備考 1 を除く。) 若しくは 3 4. 4 に定める方法又は規格 3 4. 1 c) (注 (6) 第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 7 に掲げる方法

を

規格 K 0 1 0 2—2 5. 2 及び 5. 3、5. 2 及び 5. 4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 2 0 0 ミリリットルに硫酸 1 0 ミリリットル、りん酸 6 0 ミリリットル及び塩化ナトリウム 1 0 グラムを溶かした溶液とグリセリン 2 5 0 ミリリットルを混合し、水を加えて 1, 0 0 0 ミリリットルとしたものを用い、規格 K 0 1 7 0—6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、5. 2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、p H 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び 5. 5 又は 5. 2 及び 5. 6 に定める方法

に改め、同表ほう素の項中「規格47. 1、47. 3又は47. 4」を「規格
K0102-3 5. 2、5. 5又は5. 6」に改め、同表1. 4-ジオキサ

ンの項中 「

1. 4-ジオ キサン

」 を 「

1, 4-ジオ キサン

」 に、「付表8」を「付

表7」に改める。

別表第1含有量基準の表を次のように改める。

含有量基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム 及びその化 合物	試料1キログラムにつき45 ミリグラム以下であること。	日本産業規格（以下「規格」 という。）K0102-3 14.2、14.3、14. 4又は14.5に定める方法 （準備操作にあつては、4. 2.4.5に定める方法を除 く。）
六価クロム 化合物	試料1キログラムにつき25 0ミリグラム以下であること。	規格K0102-3 24. 3（ただし、24.3.7を 除く。）に定める方法
シアン化合 物	試料1キログラムにつき50 ミリグラム以下であること。	規格K0102-2 9.4、 9.5、9.6又は9.7に 定める方法
水銀及びそ の化合物	試料1キログラムにつき15 ミリグラム以下であること。	昭和46年12月環境庁告示 第59号付表2に掲げる方法
セレン及び その化合物	試料1キログラムにつき15 0ミリグラム以下であること。	規格K0102-3 26. 2、26.3又は26.4に 定める方法
鉛及びその 化合物	試料1キログラムにつき15 0ミリグラム以下であること。	規格K0102-3 13. 2、13.3、13.4又は 13.5に定める方法（準備 操作にあつては、4.2.4. 5に定める方法を除く。）
ひ素及びそ の化合物	試料1キログラムにつき15 0ミリグラム以下、かつ、埋 立て等の用に供する場所の土 地利用目的が農用地（田に限	規格K0102-3 20. 2、20.3、20.4又は 20.5に定める方法 農用地に係るものにあつては

	<p>る。)である場合にあっては、 試料1キログラムにつき15 ミリグラム未満であること。</p>	<p>農用地土壌汚染対策地域の指 定要件に係る砒素の量の検定 の方法を定める省令(昭和5 0年4月総理府令第31号) 第1条第3項及び第2条に規 定する方法</p>
<p>ふっ素及び その化合物</p>	<p>試料1キログラムにつき4, 000ミリグラム以下である こと。</p>	<p>規格K0102-2 5. 2 及び5. 3、5. 2及び5. 4(妨害となる物質としてハ ロゲン化合物又はハロゲン化 水素が多量に含まれる試料を 測定する場合にあっては、蒸 留試薬溶液として、水約20 0ミリリットルに硫酸10ミ リリットル、りん酸60ミリ リットル及び塩化ナトリウム 10グラムを溶かした溶液と グリセリン250ミリリット ルを混合し、水を加えて1, 000ミリリットルとしたも のを、規格K0170- 6 6図2注記のアルミニウ ム溶液のラインを追加する。) 又は5. 2(蒸留操作を行う 場合にあっては、フェノール フタレイン溶液を加えず、p H試験紙によって液性を判別 する。)及び5. 5に定める 方法</p>

ほう素及びその化合物	試料1キログラムにつき4,000ミリグラム以下であること。	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年10月総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ダイオキシン類	試料1グラムにつき1,000ピコグラム-TEQ以下であること。	ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月環境庁告示第68号）別表に定める方法

別表第1の備考の1中「平成3年環境庁告示第46号」を「平成3年8月環境庁告示第46号」に、「平成15年環境省告示第19号」を「平成15年3月環境省告示第19号」に改め、同表備考の5中「規格65.2.6」を「規格K0102—3 24.3.2」に、「日本産業規格K0170—7の7」を「規格K0170—7 7のa)又はb)」に改め、同表備考の6中「1.2—ジクロロエチレン」を「1,2—ジクロロエチレン」に、「日本産業規格K0125の」を「規格K0125」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用する土砂等及び地質分析並びに排水汚染状況測定について適用し、この規則の施行の前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等及び地質分析並びに排水汚染状況測定については、なお従前の例による。